

日ラグ協発第 352 号
平成 23 年 9 月 29 日

関東ラグビーフットボール協会
会長 志賀 英一 様
関西ラグビーフットボール協会
会長 川勝 主一郎 様
九州ラグビーフットボール協会
会長 徳田 昇 様

(財)日本ラグビーフットボール協会
専務理事 矢部 達三



登録者傷害見舞金給付表の一部改訂について

(通達)

拝啓、平素は日本ラグビーの普及発展につきまして多大なるご尽力を賜りまして厚く御礼申し上げます。

9 月 25 日に開催されました登録者傷害見舞金委員会におきまして、脳震盪と熱中症に関する最近の取り組み強化を反映し、「(財)日本ラグビーフットボール協会登録者見舞金制度実施要綱」の「傷害見舞金給付表」を下記の通り改定いたしました。

貴協会におかれましても加盟都道府県協会、および、各チームに周知徹底いただけますよう
よろしくお願い申し上げます。

敬具

記

1. 改定後の部分 A 頭部外傷・S その他
詳しくは添付の「傷害見舞金給付表」の赤字部分を参照ください。

協会ホームページへも掲載しております。

<http://www.rugby-japan.jp/about/mimaikin.html>

2. 適用 2011 年 9 月 25 日より

以上